

「土地改良事業等適用単価策定要領」 の一部改正について 新 旧 対 照 表

平成 17 年 2 月 21 日 設計第 715 号農政部長通知の一部改正
(積算基準日 令和 3 年 12 月 21 日以降適用)

土地改良事業等適用単価策定要領

記

(目的)

【省略】

(設計単価)

第2条 労務単価は、公共事業労務費調査連絡協議会が毎年実施する公共工事労務費調査に基づき策定されたものを採用する。

2 設計等委託業務技術者単価は、国土交通省が毎年実施する調査設計業務等技術者給与等実態調査に基づき策定されたものを採用する。

3 建設機械損料単価は、社団法人 日本建設機械化協会が発行（国土交通省監修）した損料を採用する。

4 機械損料（農用地整備機械）は、当該年度使用予定の品目について実際に取引される価格を調査し、これを基に策定する。

5 資材単価は、工事費の積算に用いる資材の単位当りの価格をいい、次の第3条により決定する。なお、すべての単価は消費税抜き単価とする。

6 東京地区単価は国土交通省国土技術政策総合研究所社会資本システム研究室HPで公表している「代表規格等の基準単価作成方法について」により策定した単価。

第3条 資材単価

1 資材単価の適用する優先順位

【省略】

2 単価表

単価表は、農政部事業調整課において、資材実勢価格調査、国制定単価、物価資料等に基づき策定し、毎月改定を行うもの。

資材単価は原則、単価表の単価を適用することとし、単価表、地方資材単価、他部策定単価、及び北海道開発局単価に掲載のないものについては、次の「3 単価の策定」によって単価策定を行うこと。ただし、東京地区単価の策定においては、国土交通省国土技術政策総合研究所社会資本システム研究室HPで公表している「代表規格等の基準単価作成方法について」による

3 単価の策定

【省略】

4 単価策定書類等の管理

【省略】

工所用資材の設計単価策定フロー図

【省略】

(見積書の徴収による単価の計算方法)

【省略】

土地改良事業等適用単価策定要領

(目的)

【省略】

(設計単価)

第2条 労務単価は、公共事業労務費調査連絡協議会が毎年実施する公共工事労務費調査に基づき策定されたものを採用する。

2 設計等委託業務技術者単価は、国土交通省が毎年実施する調査設計業務等技術者給与等実態調査に基づき策定されたものを採用する。

3 建設機械損料単価は、社団法人 日本建設機械化協会が発行（国土交通省監修）した損料を採用する。

4 機械損料（農用地整備機械）は、当該年度使用予定の品目について実際に取引される価格を調査し、これを基に策定する。

5 資材単価は、工事費の積算に用いる資材の単位当りの価格をいい、次の第3条により決定する。なお、すべての単価は消費税抜き単価とする。

第3条 資材単価

1 資材単価の適用する優先順位

【省略】

2 単価表

単価表は、農政部事業調整課において、資材実勢価格調査、国制定単価、物価資料等に基づき策定し、毎月改定を行うもの。

資材単価は原則、単価表の単価を適用することとし、単価表、地方資材単価、他部策定単価、及び北海道開発局単価に掲載のないものについては、次の「3 単価の策定」によって単価策定を行うこと。

3 単価の策定

【省略】

4 単価策定書類等の管理

【省略】

工所用資材の設計単価策定フロー図

【省略】

(見積書の徴収による単価の計算方法)

【省略】

字句の追加

字句の追加